

平成21年度 第1回

奈良県福祉サービス第三者評価認証及び基準等委員会

次 第

日 時： 平成22年3月5日(金) 15:00～16:00

場 所： 奈良県婦人会館 2階 中研修室(特)

・ あいさつ

・ 委員会の公表について

1 全国の状況

資料1・・・ 全国の状況

2 奈良県の受審状況

資料2・・・ 平成21年度3件公表

3 課題

資料3・・・ 課題

4 評価調査者に対する継続研修

資料4・・・ 継続研修について

5 今後の取り組み

資料5・・・ 今後の取り組み

< 座 席 表 >

平成22年3月5日

学識者

野田 秀孝 委員長

施設代表

林 昌弘 委員

利用者代表

木村 秀子 委員

介護福祉士会

坂口 友良 委員

<欠 席>

社会福祉士会

面谷 宗良 委員

福祉政策課長

西岡 史恵

事務局

事務局

審議会等の会議の公開に関する指針について

1 目的

この指針は、審議会等の**会議の公開**に関し必要な事項を定めることにより、**県政の透明性の一層の向上を図り**、もって開かれた県政を推進することを目的とする。

【解釈】

「会議の公開」

- ・傍聴などの方法
- ・会議資料や議事録についても可能な限り公開

「県政の透明性の一層の向上」

- ・行政上の意思決定について、その内容及び過程を住民に明らかにする

「開かれた県政」

- ・県政の情報を積極的に提供し、県民の理解を深める

2 対象とする審議会等

この指針の対象とする審議会等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置された附属機関及び**これに類するもの**（以下「審議会等」という。）とする。

【解釈】

「附属機関に類するもの」

附属機関と類似の機能を有する機関で、**県行政に対する県民の意見の反映又は専門的な知識の導入等**を図ることを目的として、**要綱、要領等に基づき設置された協議会、委員会、懇談会、会議**などである。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

- ア 行政機関の職員のみで組織されているもの
- イ 単なる連絡調整、情報交換等を行うことを目的として設置されているもの
- ウ 主に事業の実施主体として設置されているもの
- エ 多方面からの幅広い意見の聴取又は情報の提供を主たる目的として設置されているもの

3 会議の公開の基準

審議会等の会議は、**原則として、公開するものとする。**ただし、審議会等の会議が**次のいずれかに該当するときは、公開しないことができる。**

- ア 法令等の規定により会議が非公開とされている場合
- イ 奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）第7条各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）について審議等を行う場合
- ウ 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

【解釈】

「イの不開示情報」→奈良県情報公開条例の解釈運用基準に留意して運用

- (1) 法令秘に関する情報
- (2) **個人に関する情報**
- (3) **法人等に関する情報**
- (4) 公共の安全等に関する情報
- (5) 審議、検討等に関する情報
- (6) 事務又は事業に関する情報
- (7) 議会の会派又は議員の活動に関する情報

「会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合」

- (1) 審議妨害や委員に対する不当な圧力等により公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されるなど、会議の開催又は審議等が損なわれること。

※この規定は、**会議に著しい支障が生ずることが相当確実に予想される場合に限り適用**

- (3) 審議、検討等に関する情報であって公にすることにより率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの。

4 公開又は非公開の決定等

- (1) **審議会等の会議の公開又は非公開は、3の会議の公開の基準に基づき、当該審議会等が決定するものとする。**
- (2) 審議会等は、会議を非公開と決定した場合は、その理由を奈良県のホームページへの掲載等により、明らかにするものとする。

5 会議開催の周知

審議会等は、会議を公開するに当たっては、原則として当該会議の開催日の1週間前までに、奈良県のホームページへの掲載、報道機関への情報提供等の方法により、次の事項を県民に周知するよう努めなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じ、周知する時間的余裕がないときは、この限りでない。

- ア 開催の日時及び場所
- イ 会議の議題
- ウ 傍聴者の定員及び傍聴の手續
- エ 問い合わせ先
- オ その他必要な事項

6 公開の方法

- (1) 審議会等は、会議を公開するときは、傍聴者の定員をあらかじめ定め、会場に傍聴席を設けるものとする。
- (2) 審議会等は、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続及び遵守事項等を規定した**傍聴要領を定めるものとする。**

【解釈】

「会議の傍聴」

傍聴とは、発言権なしに、当事者以外の者が会議の席場のそばにいて聴くことで傍聴者に、発言や意見表明まで許容するものではない。

「傍聴要領」

①傍聴に係る手続

傍聴者の定員、傍聴の申込み及び決定の方法（先着順、抽選等）など

②遵守事項

傍聴者が遵守すべき事項

③会議の秩序維持

7 議事録等の公開

- (1) 審議会等は、原則として、奈良県のホームページへの掲載等により、会議の終了後速やかに、**議事録**を閲覧に供するものとする。
- (2) 審議会等は、不開示情報があること等により議事録を公開できない場合であっても、**会議の概要**を(1)に準じて閲覧に供するよう努めるものとする。

【解釈】

「議事録」

- ・要約記録とすることも可能
- ・発言者の名前については、基本的に記載
- ・議事録への記載事項
 - ①会議の名称
 - ②開催の日時及び場所
 - ③出席者の氏名
 - ④議題
 - ⑤公開又は非公開の別（公開の場合は傍聴者の人数、非公開の場合はその理由）
 - ⑥議事内容

「公開方法」

- ・奈良県ホームページ
- ・閲覧（会議終了後1か月以内を目途として公開）

8 その他

この指針の施行に関し必要な事項は、別に定める。

9 施行期日等

(1) この指針は、**平成20年4月1日から施行する。**

(2) この指針の施行の際現に存する審議会等は、会議の公開又は非公開に係る事項を検討し、公開できる会議については、準備が整えば速やかに会議の**公開を実施する**ものとする。

【解釈】

指針の施行後1年以内には、公開又は非公開の決定

◆指針を踏まえた「認証及び基準等委員会」の公開の考え方

→ 20年3月17日(月)平成19年度 第2回 認証及び基準等委員会で決定
「認証及び基準等委員会」

「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」(16.5.7)を根拠に設置

- 1 第三者評価機関の認証に関すること
- 2 第三者評価事業に関する苦情等への対応に関すること
- 3 第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること
- 4 第三者評価結果の取扱いに関すること
- 5 評価調査養成研修及び評価調査者継続研修に関すること
- 6 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関すること
- 7 その他第三者評価事業の推進に関すること

原則公開とする。

ただし、「①個人に関する情報」「②法人等に関する情報」については、**不開示情報として扱う**

「①個人に関する情報」

- 「2 第三者評価事業に関する苦情等への対応に関すること」
- 「5 評価調査養成研修及び評価調査者継続研修に関すること」

「②法人等に関する情報」

- 「1 第三者評価機関の認証に関すること」



○会議ごとにその都度決定するのではなく、審議する事項ごとにまとめて公開・非公開として開催する。

○議事録は事前に各委員へ送付し、了解を得た後に公開する。

平成22年3月5日 開催の概要

更新年月日:平成22年

奈良県福祉サービス第三者評価推進組織

認証及び基準等委員会 平成22年3月5日 開催の概要

1 開催日時

平成22年3月5日(金) 15時～16時

2 開催場所

奈良県婦人会館 中研修室(特)

3 会議内容

- 1)全国の状況や課題
- 2)奈良県の受審状況
- 3)評価調査者に対する継続研修
- 4)今後の取り組み

4 傍聴手続等

- 1)定員・・・先着順10名
- 2)受付・・・14時40分から14時55分までとします。
- 3)傍聴申込書(当日受付で用意していますので、ご記入願います)

5 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1)会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、公然と賛否の意向等を表明しないこと。
- (2)旗、のぼり、プラカード又はこれらに類するものを携帯しないこと。
- (3)談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となる行為をしないこと。
- (4)飲食又は喫煙を行わないこと。
- (5)写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、許可を得た場合は、この限りではありません。
- (6)携帯電話等を使用しないこと。
- (7)非公開となる議題の審議にはいる場合で指示があったときは、速やかに会場外に退出すること。
- (8)その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

お問い合わせ先:奈良県 福祉サービス第三者評価 推進組織 事務局 fukushi@office.pref.nara.lg
奈良県 福祉部 福祉政策課 地域ケア推進係 TEL:0742-27-8503 FAX:0742-22-5709

奈良県福祉サービス第三者評価認証及び基準等委員会の公開等の取扱いについて

奈良県福祉サービス第三者評価認証及び基準等委員会（以下「委員会」という）に係る会議の公開等についての取扱いは、以下のとおりとする。

1 会議の公開基準

委員会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の場合はこの限りでない。

ア 奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）第7条各号（不開示情報）のいずれかに該当する情報について審議等を行う場合

2号 個人に関する情報

（2）第三者評価事業に関する苦情等への対応に関すること

（5）評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修の実施に関すること

3号 法人等に関する情報

（1）第三者評価機関の認証に関すること

イ 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 会議の公開又は非公開の決定

委員会の会議の公開又は非公開は、1の会議の公開基準に基づき、委員会の議決により決定するものとする。ただし、あらかじめ会議の全部又は一部について非公開を決定しておく必要があり、かつ、委員会を開く時間的余裕がない場合には、非公開の決定については、委員長に一任するものとする。

3 会議開催の周知

会議を公開するに当たっては、原則として当該会議の開催日の1週間前までに、奈良県のホームページへの掲載、報道機関への情報提供等の方法により、次の事項を県民に周知することとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じ、周知する時間的余裕がないときは、この限りでない。

ア 開催の日時及び場所

イ 会議の議題

ウ 傍聴者の定員及び傍聴の手續

エ 問い合わせ先

オ その他必要な事項

4 公開の方法

（1）委員会の会議の公開は、傍聴により行うものとする。

（2）傍聴に係る手続き及び遵守事項等については、「奈良県福祉サービス第三者評価認証及び基準等委員会傍聴要領」を別紙のとおり定める。

5 議事録等の公開

（1）会議を公開とした場合

ア 「議事録」を奈良県のホームページに掲載する。

イ 「議事録」の様式については、委員会の事務局に一任する。

（2）会議を非公開とした場合

ア 「会議の概要」を奈良県のホームページに掲載する。

イ 「会議の概要」には、非公開の理由を明記する。

ウ 「会議の概要」の作成については、委員長に一任する。

エ 「会議の概要」の様式については委員会の事務局に一任する。

オ 「議事録」については、会議を非公開とした場合においても作成するが、一切公表しない。

6 その他必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成22年3月1日から施行する。

奈良県 福祉サービス第三者評価 認証及び基準等委員会 傍聴要領

1. 傍聴を希望する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定5分前までに、会場受付で別紙「奈良県福祉サービス第三者評価認証及び基準等委員会 傍聴申込書」に氏名及び住所を記入し、許可を得た上で、係員の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 傍聴者の定員は原則として10名とします。なお、報道関係者が入る場合は、これとは別に傍聴席を設けます。

2. 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する場合は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、公然と賛否の意向等を表明しないこと。
- (2) 旗、のぼり、プラカード又はこれらに類するものを携帯しないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となる行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、許可を得た場合は、この限りではありません。
- (6) 携帯電話等を使用しないこと。
- (7) 非公開となる議題の審議にはいる場合で指示があったときは、速やかに会場外に退出すること。
- (8) その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

3. 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が2に違反した時は、退場していただく場合があります。
- (3) 傍聴者が2の違反を繰り返した場合は、次回以降の会議の傍聴をお断りすることがあります。
- (4) 会議の秩序を維持するためやむを得ない場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

附則

この要領は、平成22年3月1日から施行する。

□全国の状況

- ・ H21. 4月 全都道府県において評価体制が整う
- ・ 評価機関：525機関 H20. 3時点
- ・ 評価件数：H17:1, 678_H18:1, 947_H19:2, 835_H20:2, 765_4年間合計9, 225件
 東京6, 304の受審件数割合が毎年度60%を超えている ※数字は評価件数
 H20年度の補助は13都府県(埼玉81・横浜市(神奈川県431)・大阪180・和歌山12・熊本70)
 H21年度の補助は9都県(群馬46・東京・山梨22・静岡170・愛知127・三重55・京都634・鳥取53・香川10)
- ・ 福祉サービス第三者評価事業に関する評価基準等委員会(全社協)による
 ガイドラインの見直し H21. 6決定後、厚生労働省と調整中 H22春通知予定
 - ① 都道府県推進組織に関するガイドライン
 - ・ 県は、推進組織の適切な運営の確保に努める
 - ・ 評価機関が経営する事業所などを直接評価できない
 - ・ 評価決定委員会を設置することが望ましい
 - ② 福祉サービス第三者評価 機関認証ガイドライン
 - ・ 評価調査者は養成研修を受講し修了している→対応済
 - ・ 認証を辞退する評価機関は推進組織に届出を行う→対応済
 - ③ 福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける 各評価項目の
 判断基準に関するガイドライン
 〈評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点〉
 - ・ 解説の修正・拡充や明確化
 - ・ 判断基準の拡充・統合や明確化
 - ・ 災害時の安全確保の項目を追加
- ・ 養成研修を行うのは、神奈川県607人、和歌山県57人、広島県51人の3県のみ
 ※数字はH21. 6月時点の評価調査者数

○第三者評価の受審件数(都道府県別)

平成21年6月29日

No.	都道府県	17年度 実績	18年度 実績	19年度 実績	20年度 実績	都道府県別 4年間合計数
1	北海道	0	1	9	20	30
2	青森県	5	19	34	12	70
3	岩手県	9	15	21	29	74
4	宮城県	0	0	0	3	3
5	秋田県	0	0	4	1	5
6	山形県	0	2	2	1	5
7	福島県	0	0	3	8	11
8	茨城県	1	2	6	3	12
9	栃木県	1	8	6	6	21
10	群馬県	16	11	8	11	46
11	埼玉県	8	22	26	25	81
12	千葉県	0	3	81	28	112
13	東京都	1,352	1,308	1,827	1,817	6,304
14	神奈川県	37	100	131	163	431
15	新潟県	0	0	0	7	7
16	富山県	9	18	7	4	38
17	石川県	0	42	38	32	112
18	福井県	0	3	2	4	9
19	山梨県	1	10	4	7	22
20	長野県	2	15	9	29	55
21	岐阜県	7	19	10	4	40
22	静岡県	47	38	45	40	170
23	愛知県	3	25	39	60	127
24	三重県	19	7	13	16	55
25	滋賀県	0	0	3	4	7
26	京都府	80	115	254	185	634
27	大阪府	9	31	80	60	180
28	兵庫県	20	25	51	52	148
29	奈良県	0	0	0	4	4
30	和歌山県	0	0	2	10	12
31	鳥取県	0	15	18	20	53
32	島根県	0	1	4	1	6
33	岡山県	0	0	0	3	3
34	広島県	0	0	0	1	1
35	山口県	41	39	25	14	119
36	徳島県	0	0	0	6	6
37	香川県	0	0	8	2	10
38	愛媛県	0	0	4	8	12
39	高知県	0	2	1	3	6
40	福岡県	0	0	0	5	5
41	佐賀県	0	4	1	2	7
42	長崎県	0	3	12	6	21
43	熊本県	0	21	22	27	70
44	大分県	11	14	18	14	57
45	宮崎県	0	0	0	0	0
46	鹿児島県	0	9	5	4	18
47	沖縄県	0	0	2	4	6
全国合計受審数		1,678	1,947	2,835	2,765	9,225
全国施設数		94,612	96,286	98,702	98,702	
受審率		1.77%	2.02%	2.87%	2.80%	

※全国施設数 出典：

平成17～19年「社会福祉施設等調査報告」および「介護サービス施設・事業所調査」
(厚生労働省大臣官房統計情報部)

※平成17～19年度の実績数については、一部の県で外部評価等が含まれていたためその数を除外した。

2. 奈良県の受審状況について

・平成21年度は3件の公表

・平成20年度の3件(特別養護老人ホームまきの苑・特別養護老人ホームテンダーヒル御所・そら保育園)の公表、合計6件の受審

□平成21年度公表施設

受審施設名	評価機関・評価日数	評価結果	評価結果に対する事業者のコメント
北野保育園 (社福) 北野福祉会 保育園	株式会社 H.R.コーポレーション H20.3.13～H20.12.25 (10カ月) ※公表は平成21年度	共通項目 (55 項目) a … 54 (98.2%) b … 1 (1.8%) c … 0 (0.0%) 附加基準 (34 項目) a … 34 (100.0%) b … 0 (0.0%) c … 0 (0.0%)	書類を整備することにより、職員の意識も高まり、資質向上にむけ、勉強になりました。園内研修やミーティングを常に行っていることにも好評価を頂き、体制を再確認することができました。更に積極的にとりくみ、時代に合ったニーズや要望に応えられるよう、前向きに取り組んでいきたいと思えます。
ならやま園 (社福) 福寿会 特別養護老人ホーム	NPO法人なら高齢者・障害者 権利擁護ネットワーク H.21.3.10～H21.5.7 (2カ月)	共通項目 (55 項目) a … 42 (76.4%) b … 11 (20.0%) c … 2 (3.6%) 附加基準 (19 項目) a … 17 (89.5%) b … 2 (10.5%) c … 0 (0.0%)	日頃の業務全般を見直す良ききっかけとなりました。ご指導いただいた項目については、真摯に受け止め、今後の施設運営に反映していきたい。今後も施設のサービスの質を担保できるように、福祉サービス第三者評価を定期的に受審していきたい。
はな そら保育園 (社福) 青谷学園 保育園	NPO法人 エイジコンサンジャパン H21.5.5～H22.3.1 (10カ月)	共通項目 (55 項目) a … 50 (90.9%) b … 3 (5.5%) 該当なし 2 (3.6%) 附加基準 (34 項目) a … 34 (100.0%) b … 0 (0.0%) c … 0 (0.0%)	日頃の業務全般を見直す良ききっかけとなりました。職員の保育に対する意識や技術の向上の再確認ができました。新たな課題も多くあり、職員全体で課題に取り組み、今後の施設運営に反映していきたいと思えます。

□課題

※厚生労働省が平成20年度に(株)インテグレックスへ委託した事業所・利用者・評価機関へのアンケート調査による

- ・ 全国的に、制度として普及・機能していない
- ・ 制度をよく知っているとは回答した事業所は、
受審済の事業所が89%、未受審の事業所が37%
ある程度知っているとは回答した事業所は、
受審済の事業所が11%、未受審の事業所が55%
- ・ 事業所における受審が促進されない背景
 1. 受審に係る高額な費用負担
 2. 待機者が多いといった需給バランスのため、事業所の受審意向が低い
- ・ 評価情報が利用者に活用されていない背景
 1. 待機者が多く、実質的に施設を選べる状況にない
 2. 第三者評価の認知度が低い
 3. 都道府県によっては受審事業所が少なく、施設の比較自体が難しい
 4. 利用者にとって情報へのアクセス(HPへの掲載)が容易でない
- ・ 今後の改善点についての事業所・評価機関からの要望
 1. 受審費用に対する補助金等の助成
 2. 介護保険法・障害者自立支援法の給付に加算がつくなどのメリットが必要
- ・ 都道府県別の受審率の格差や事業所の継続的なサービス改善の格差が拡大し、結果として各都道府県の福祉サービスの格差につながる可能性がある

4. 継続研修について

＜資料 4＞

□他府県の開催状況

H22.1長野県調査による

都道府県名の後の数字は H17.4～H21.3の評価件数

- ・ 毎年実施 31 全員必修：10
栃木21・群馬46・東京6,304・富山38・山梨22・長野55
香川10・佐賀7・長崎21・鹿児島18
任意参加：10
岩手74・茨城12・神奈川431・愛知127・京都634・大阪180
鳥取53・山口119・福岡5・大分57
- 2, 3年に1度必修：9
青森70・秋田5・福島11・石川112・岐阜40・和歌山12
島根6・愛媛12・熊本70
- 評価実績がない場合3年に1度必修：2
新潟7・静岡170
- ・ 数年に1度必修 8 5：全員必修
北海道30・千葉112・三重55・滋賀7・沖縄6
2：任意参加
福井9・徳島6
1：評価実績がないものは必修
兵庫148
- ・ 実施していない 8 宮城3・山形5・埼玉81・奈良4・岡山3・広島1・高知6・宮崎0

□奈良県の開催予定

- ・ 平成19年2月に養成研修を実施し、評価調査者33名が養成研修を修了する
- ・ 本委員会の意見により、有効期間3年、平成19年6月1日～平成22年5月31日とする
→有効期間に空白が生じないように、**平成22年5月までに継続研修を実施する**

□研修の内容・講師の予定

13:30～ 13:50 (20分)	第三者評価の現状と動向：奈良県・全国 説明者：県職員
13:50～ 14:20 (30分)	最近の福祉動向 講師予定：学識経験者
14:30～ 16:30 (2時間)	全国社会福祉協議会が平成20年3月に作成した「福祉サービス第三者評価実践マニュアル Version.1」のポイントと活用 講師予定：京都府社協 神戸望氏(上記マニュアルの部会委員)

□未受講の場合の対応

H22.1長野県調査による

- ・ レポート対応 5 評価調査者としての資格喪失 3
次回まで資格停止 1
特に定めていない 1
- ・ 事情を確認 8 評価調査者としての資格喪失 5
災害・傷病であれば次回まで資格猶予 2
災害・傷病であれば次回まで資格停止 1
- ・ 特になし 8 評価調査者としての資格喪失 5
2年連続未参加の場合資格喪失 2
次回まで資格停止 1
- ・ 評価機関内で内部研修 1
- ・ 補講を実施 1
→継続研修が3年に1度のため、資格猶予や資格停止は考えられない。基本的には継続できるように、**評価機関内で内部研修をした後、その内容をレポート提出としたい**

評価調査者継続研修

区分	研修課目	形態・時間数	目的	内容
	1. 第三者評価の実施状況と課題	講義・1時間	都道府県における第三者評価事業の実施状況や課題、その対応について理解するとともに、福祉制度の動向等について理解を深める。	都道府県における第三者評価事業の実施状況や事業推進上の課題ならびにその対応について講義を行う。あわせて福祉制度の動向について解説を行う。
	2. 演習	演習・6時間	実際の評価調査者としての取組みをふり返り、他の事例を踏まえながらより良い第三者評価活動を行うための技術や、視点を習得する。	他の第三者評価事例や、事業所における先進的な取組みについてグループワークを行う。
	3. 講評・まとめ	全体会・1時間	演習の成果に基づいて評価調査者として求められる技術や態度等についてあらためて理解を深める。	各グループにてとりまとめた演習の成果を発表し、講師からの講評を行う。とくに、書面調査・訪問調査を実施する上での留意事項や評価調査者としての姿勢をあらためてふり返る。

□今後の取り組みについて

・平成21年度・平成22年度のスケジュール

5月 継続研修の実施

5月下旬 第1回 委員会の開催

- ・継続研修受講者の修了判定
- ・継続研修未受講者の修了判定
- ・評価機関の認証の更新

6月1日～ 評価調査者の有効期間を延長
評価機関の認証の有効期間を延長

10月 第2回 委員会の開催

- ・国のガイドライン改正を受け、本県の要綱・基準を見直す